

【特産品開発関係:農政班】

No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
11	特産品開発支援事業補助金	6次産業化等を推進するため、町内における地域資源を活用した特産品の開発に係る経費を助成します。	・町内で活動している又は活動予定のある者、企業若しくは団体〔①開発に要する経費〕 各種専門家コンサルタント料、市場調査費、広告宣伝費、試作品作成費等（ただし、機器購入及び施設整備に要する経費を除く。） 〔②製造販売等に要する経費〕 製造・販売に使用する機械等に要する経費	2/3以内（上限は下記のとおり） ①開発に要する経費：30万円 ②製造販売等に要する経費：200万円

【畜産関係:農政班】

No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
12	自給飼料生産拡大支援事業	自給飼料生産拡大のための機械購入経費を助成します。	・町内の農家3戸以上で組織する団体等 ・飼料作物生産に要する機械購入費	1/3以内 （上限額100万円）
13	和牛振興対策事業 （優良基礎雌牛保留奨励事業）	優良繁殖雌牛を町内に保留するための必要な経費を助成します。	・丸森町和牛改良組合 ・優良な基礎雌牛の保留に要する経費	定額8万円/頭 以内
14	和牛振興対策事業 （繁殖素牛導入支援事業）	繁殖基盤整備のための優良な素牛導入に係る経費を助成します。	・丸森町和牛改良組合 ・繁殖素牛（購入価格40万円以上）の導入に係る経費（購入価格-40万円）	（購入価格-40万円）×1/2以内 （上限20万円/頭）
15	和牛振興対策事業 （和牛繁殖農家経営基盤整備事業）	和牛繁殖農家の経営基盤整備のための機械、簡易施設整備の経費を助成します。	・丸森町和牛改良組合 ・機械、簡易施設の整備費 （自給飼料生産拡大のための機械購入費は除く）	1/3以内
16	豚熱防疫対策事業補助金	養豚農家の費用負担軽減を図るため、豚熱ワクチン接種に係る経費助成します。	・町内養豚農家 ・町内養豚場の飼育豚に接種するワクチン接種費用	1/3以内

【基盤整備関係:農村整備班】

No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
17	小規模基盤整備事業	農地維持や農作業の効率化のための小規模な基盤整備を支援します。	・町内に住所がある農業者又は農業者3名以上で組織する団体 ・農振区域内にある、20a未満又は不整形な農地及び受益面積が5ha未満の用排水設備などへの整備で、国、県等の補助事業に該当しないもの ・工事、機械リース、資材、燃料費等の経費の総額が8万円以上のもの ※事業施工後8年間は、目的外の用途に供しないこと。	1/2以内（上限額100万円/年） 工種毎上限額 ・水田整備 25万円/10a ・暗渠排水 4万円/10a ・畑地整備 15万円/10a ・用排水整備 100万円/1工事

【日本型直支関係:農村整備班・農政班】

No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
18	多面的機能支払交付金	水路・農道等の維持管理や補修、植栽による景観形成等の地域活動の支援により、農業農村の多面的機能の維持・発揮と担い手の育成等の構造改革を後押しするため支援します。	・5年以上活動を継続する農業者等で構成する組織 ・農業の多面的機能を支える共同活動等の経費	交付単価10a当たり ・農地維持支払：田3,000円、畑2,000円、草地250円 ・資源向上支払：田2,400円、畑1,440円、草地240円 （田1,800円、畑1,080円、草地180円） ※75%単価 ・施設の長寿命化：田4,400円、畑2,000円、草地400円 （上限：200万円未満） ・加算：広域化・体制強化支援金 0～200ha未満：40,000円 200ha～1,000ha未満：80,000円 1,000ha以上：160,000円
19	中山間地域等直接支払交付金	中山間地などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者等の方々で構成する協定に対して、交付金を交付します。	・5年以上農業生産活動等を継続する農業者等で構成する集落協定及び個別協定 ・農業生産活動等の活動経費	交付単価10a当たり ・急傾斜：田21,000円、畑11,500円、草地10,500円 ・緩傾斜：田8,000円、畑3,500円、草地3,000円 ・加算（地目問わず） 棚田地域振興活動加算：10,000円 超急傾斜農地保安全管理加算：6,000円 集落協定広域化加算：3,000円 集落機能強化加算：3,000円 生産性向上加算：3,000円
20	環境保全型農業直接支払交付金	自然環境の保全に資する農業生産活動の実施にともなう追加的コストの支援します。	・2戸以上の農家で組織する団体等 ※対象作物を販売目的で生産しており、「みどりのチェックシート」の取組みを実施していること ・化学肥料,化学合成農薬を原則5割以下低減する取組と合わせて行う右記の取組(地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動)	交付単価10a当たり ・稲わら堆肥の施用：4,400円（稲わら以外堆肥：2,200円） ・有機農業：3,000円～14,000円 ・ｶﾞｰﾅｯﾌﾟ：6,000円 ・ﾘﾝｸﾞﾏﾙﾁ：3,200円又は5,400円 ・草生栽培：5,000円 ・冬期湛水：4,000円～8,000円

【鳥獣被害対策関係:林業振興班】

No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
21	農作物鳥獣被害対策事業	農作物の鳥獣被害を防止するための経費を助成します。	・農作物の鳥獣被害対策の実施者 ・対象経費 ①電気柵及び付帯設備 ②耐用性隔障物ほか	1/2以内（上限額30万円）
22	狩猟免許及び銃砲所持許可取得事業	有害鳥獣捕獲の担い手の確保による農作物等被害の防止を支援します。	・わな猟免許及び第1種銃猟免許並びに銃砲所持許可を取得した者 ・わな猟免許又は第1種銃猟免許の取得に要する以下の経費 ①狩猟免許講習受講費用 ②狩猟免許受験費用 ・銃砲所持許可の取得に要する以下の経費 ①猟銃等初心者講習受講費用 ②射撃教習資格認定申請費用 ③猟銃用火薬類等譲受許可申請費用 ④銃砲所持許可申請費用	10/10以内。 （他の団体等から助成があった場合は、当該助成額を差し引いた金額）
23	猟銃等購入費補助金	銃猟に関する狩猟免許を新たに取得し、狩猟者登録を行った者の銃器等購入に対する経費を助成します。	・以下のすべてを満たす者 ①町内に住所を有し、交付申請日現在65歳未満の者 ②銃猟の狩猟免許を新たに取得し、宮城県の子猟者登録、銃砲所持の許可を受け、猟銃を所持していない者 ③交付申請日に、町税等の滞納がない者 ④丸森町有害鳥獣駆除隊員の員として、5年以上継続して捕獲に従事する者 ・猟銃及び装弾の保管庫	1/2以内 （上限100千円 1回限り） （他の団体等から助成があった場合は、当該助成額を差し引いた金額の1/2以内の額）

【林業振興関係:林業振興班】

No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
24	（新規） 森林（もり）と暮らす住まいの確保 支援事業	町内への移住者を呼び込み、森林・林業関係就業者の確保を図るため、家賃助成を行います。	・町内への転入者のうち、森林・林業関係の起業就業をする者 ・民間賃貸住宅、又は空き家等の家賃	1/2以内（上限額4万円/月）
25	（新規） 自伐型林業普及推進事業	自伐型林業の育成・普及を推進するための技術講習会等の開催に要する経費を助成します。	・町内で自伐型林業に取組む関係団体 ・技術講習会等の開催に必要な経費	2/3以内（上限額40万円/1団体）



問合せ先:丸森町役場 農林課 （代表）TEL 72-2113